

## 令和6年度第2回長野県自立支援協議会 議事録

1 日時 令和6年11月21日(木) 13時30分～15時30分

2 場所 長野県庁 講堂

3 出席者

委員：中村(彰)委員、廣田委員、林委員、中村(聖)委員、庭村代理、西村(恵)委員、久保田委員、二木委員、黒岩委員、小岩委員、小林(秀)代理、大口代理、青木委員、長峰委員、小林(広)委員、橋詰委員、関谷委員、白井委員、熊谷委員、上野委員、春日委員、勝又委員

事務局：大日向青少年指導主事、宮内副センター長、牛澤課長補佐、中島課長補佐、比田井主査保健師、山口主任、鶴田主任指導主事、藤木課長、山崎企画幹、南担当係長、田中主査、大井課長補佐、堀内主査、伊達主事

4 議事録

開会

あいさつ

委員紹介

会議事項

- 1 専門部会等の活動状況について
- 2 運営委員会の活動状況及び県協議会の取組について
- 3 地域(自立支援)協議会の運営について
- 4 その他

閉会

会議事項

1 専門部会等の活動状況について

(橋詰会長)

お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。冒頭で藤木課長から昨今の様々な事象、これから目指していかなければいけない方向性を御説明いただきまして、本当に身が引き締まる気持ちです。

本日は、皆さんから貴重な意見、御質問いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

昨年度、それぞれの圏域では第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画が作成され

て、今年度は制度改正、3年に1回の報酬改定とともに、4月からスタートを切って、進捗管理、様々なサービスの基盤整備に努めていただいていると思っています。本日も各専門部会から福祉計画の進捗を含めた県からの情報提供、それから様々な圏域状況の意見交換等の資料を準備していただき、報告をさせていただきます。

福祉計画は3年に1回ということで、3年目は積み重ねてきた実践が次期福祉計画にどう反映するかということ振返り、次期福祉計画の策定が必要となります。

今年度ある程度の方向性を示し、来年度は実施に向けての検討を続けていただくことが、福祉計画のPDCAサイクルに非常に重要であると思います。今年度は1年目ですから、色々と感じられている御意見を全員の皆さんからいただけるように、2時間という短い時間ですけれども、進めてまいればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは会議事項に入ります。会議事項の1、専門部会等の活動状況について。  
まず人材育成部会部会長からお願いしたいと思います。

(臼井委員)

人材育成部会の部会長を務めさせていただいております、松本圏域にあります、障がい者相談支援センターあいほっとの臼井と申します。よろしくお願いいたします。

人材育成部会では、長野県障がい者相談支援人材ビジョン2.1を活用しながら、障害福祉計画、質に向けた取組と人材ビジョンの活用、それから相談支援従事者の育成との連携というところで取り組んでまいりました。

これまでに3回部会を開催しております。1回目には年度当初ということもありますので、今年度の事業計画の確認をしております。その中で、この後に続いてくるそれぞれの地域での人材育成、OJTをどのように進めていくか、相談支援専門員は初任研を受けた後に5年に1回の現任研修、その後、地域の自立支援協議会等の推薦を受ければ主任相談支援専門員へと研修が流れていきますけれども、そこも含めた法定研修での実地教育をどのようにやっていくかということを確認させていただきました。併せて今年度の国の相談支援従事者指導者養成研修への推薦者についても検討をいたしました。

第2回の部会では、この養成研修に出席した4名に、研修内容の復命をしていただきながら、定期的にも、初任者研修の地域での実地教育の進め方について、機能強化会議と合同開催として、各圏域・各地域における取組を発表いただき、後半は地域の人材育成をどのように進めていくかというテーマで、グループワークを実施しました。

第3回は、9月に行いましたけれども、終了した後の初任者研修について、地域でのOJT、実地教育の取組の状況を共有するとともに、それぞれの地域で基幹センターや特定の事業所で、活躍されている主任相談支援専門員の活動状況についても共有しました。

各地域の主任相談支援専門員の配置状況、主任になられても相談の現場を離れている方もいらっしゃると思いますので、実際の従事者の人数を確認し、地域ごとに主任が集まる場・機会があるのか、基幹センターの主任、特定の主任のそれぞれの役割、機能強化型を取得の状況等についても情報共有しました。

今後、地域での人材育成をどのようにしていくかというテーマが、第4回、第5回で実施していく内容になります。

現在、初任者研修は終了してしまっており、111名が修了しました。現任研修、主任研修はまだ研修の途中でございます。その中で相談支援専門員の専門研修の他、サービス管理責任者、児童発達管理責任者の更新研修も今進めている途中です。このところは報告になりますけれどもよろしくお願いたします。

(橋詰会長)

ありがとうございました。続いて療育部会、お願いします。

(熊谷委員)

今年度療育部会長をさせていただいております、長野市北部発達相談支援センターの専門員の熊谷と申します。よろしくお願いいたします。

今年度の療育部会ですけれども、ねらいは前回の全体会でお話しさせていただいたとおり、特にインクルージョンの推進を含めた切れ目のない支援に向けた地域の療育体制における課題検討を行うということを今年度は主で行っております。

第1回部会は、5月24日にオンラインで行いました。今年度の療育部会の活動計画を協議しまして確認しております。その後、各地域での自立支援協議会の取組について情報共有を行っております。また次世代サポート課や学校教育課、医療的ケア児等支援センターから、本年度の障がい児支援に関わる取組について情報を頂きました。

第2回では8月21日にハイブリッドで行いまして、発達障がい者支援対策協議会と医療的ケア児等連携推進会議に部会員が代表で参加させていただいておりますので、その内容について共有を行いました。また第3回の協議につながる地域におけるインクルージョンの推進に向けた取組を各圏域・地域から発表していただきました。このインクルージョンの推進というところは少し難しい面もありますので、インクルージョンの推進につながっていると考えられる取組や、活動について、柔軟な視点で報告をしていただきました。ですので行政、相談支援センター、また障害福祉事業所、またインフォーマルな取組についても報告をしていただきました。また、児童発達支援センター等についての情報共有を行いました。

今後の予定ですけれども、第3回11月26日にはインクルージョンの推進に向けて研修会を開催いたします。関係機関を参集して各分野における取組の事例を共有し、インクルージョンの推進の重要性について理解を深めるとともに取組の向上を図る目的で行います。行政、福祉、保育、教育分野の関係者を参集してオンラインで行う予定ですが、現在、138人の方の申込みがあります。内容としては松本市のインクルーシブセンターの活動について報告していただきまして、その後、県の教育委員会の特別支援教育課の方から教育分野でのインクルーシブ教育の取組の報告、第2回の部会であった、圏域の取組の好事例を発表していただきたく予定です。県の療育事業の取組から、療育コーディネーターの方から活動報告、実践報告をしていただき、その後、療育コーディネーターの入っている園の先生の方から、保育士の先生からの相談には、もともとは違いや遅れを伸ばそうとする観点で相談の傾向があったのですが、今は心地よく過ごせるためにできることを教えてくださいというような、保育士の先生たちのマインドが変わったという報告があったので、その部分を好事例として発表していただきたいと思っております。

第4回のところは本年度のまとめ、及び次年度の活動方針について協議したいと思っております。以上です。

(橋詰会長)

はい、ありがとうございました。就労支援部会、よろしくお願いいたします。

(上野委員)

今年度、就労支援部会長を務めさせていただいております、一般社団法人しょうの上野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今年度につきましては、研修事業と連携支援事業、人材確保・育成事業という 3 本の柱の中で取組んでおります。

部会の開催、取組の状況でございますけれども、第 1 回目は 5 月 14 日の火曜日、本年度の計画について協議を行うとともに、関係機関から今年度の取組に係る情報を共有しております。主には圏域の福祉計画の共有を行っております。第 2 回目には 7 月 17 日、部会員の交代に伴いまして 1 回目の計画を再確認するとともに、就労アセスメントの分科会を立ち上げましたので、そちらの内容の共有をしております。第 3 回目が 10 月 9 日、就労支援部会の研修に向けて勉強会を行っております。上半期の関連事業の実績でございますけれども短期トレーニング促進事業につきましては 218 件、昨年度につきましては同時期に 249 件という数字でございます。大変申し訳ございません。この障がい者雇用・福祉連携強化事業につきましては昨年度までの資料でございます、今年度からは障がい者就労アセスメント体制強化事業という名称と内容が変わっておりますので、申し訳ございません、訂正をお願いいたします。

個別の事業所支援数ですけれども、県下 6 事業所、計 10 回ほど上半期で訪問をさせていただいております。合計の参加者は 97 名の支援員、支援者が参加いただいている状況でございます。今年度上半期の部分で、県下 14 か所からの申込みがございました。

今後の予定でございますけれども、第 4 回が 12 月 11 日、長野大学様をお借りしまして、就労支援部会の研修会を実施する予定でございます。支援者の支援という部分と新たに学生にこのような学びの場を見ただくメニューもこめて企画いたしました。第 5 回を 1 月 29 日、第 6 回を 3 月 5 日に予定しております。

その他事項でございますけれども、昨年度から長野県就労支援部会の中に就労アセスメントの勉強会、分科会を立ち上げました。その活動についても御報告をさせていただければと思います。

昨年度につきましては、現在行われている就労アセスメントについての課題や、調整が必要な箇所を出し合いました。今年度については県部会の方からモデル事業を上伊那圏域さんで、3 事例ほど実施していただきたいというお願いと、新設されます就労選択支援に関わる学習会、勉強会等を各圏域に開催していただきたいという発信をさせていただいております。

その中から出てきた課題及び特記事項につきましては県部会に挙げていただいて、県部会の中で協議し、また圏域に戻すというような形で中身を作っているような状況でございます。

各圏域の方にお声掛けをいただきまして、現在、就労選択支援に関わる勉強会は北信圏域、あと長野市、須高地域、千曲坂城地域、上小圏域、佐久圏域、それから松本圏域の方にお伺いして勉強会等を一緒にやっていくというような状況でございます。この選択支援につきましては令和 7 年の 10 月には開始されるものの、情報が出てきてない部分が多くございますので、関係一同、調整をしながら勉強をしている状況です。またアンテナを高くしながら共に進めていければと考えております。就労支援部会につきましては以上でございます。

(橋詰会長)

ありがとうございました。精神障がい者地域移行支援部会、よろしくお願いします。

(春日委員)

今年度、精神障がい者地域移行支援部会の部会長を務めさせていただいています、上伊那にあります、相談支援事業所 naKara の春日と申します。よろしくお願いします。

今年度の狙いについては第 1 回の方でお話をさせていただいたとおりでございます。

継続して取り組んでいる体制づくりのために、各分野、各圏域の中の取組を工夫していくところですが、第 1 回は 5 月 21 日に書面で共有させていただき、第 2 回は、9 月 11 日に実施しております。「精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議」というものがありまして、ここで各圏域の中でも課題等を出してくださっていますので、そこであがった課題を、この部会で共有して、各分野からの意見交換を行っております。

今年度開始予定の県事業の入院者訪問支援事業や、県の委託を受けて長野県社会福祉士会が実施して下さる、障がい者ピアサポートの研修等の情報を共有して、併せてそこに対しての懸念事項など、少し考えられる点について意見交換を行っております。

今後の予定につきましては、3 回目が令和 7 年度の 2 月から 3 月を予定しております。

そして先ほどご紹介しました「精神障がい者地域生活移行コーディネーター等連絡会」ですが、ここで出されていた課題で主だったところ、各圏域の中で共通している課題に関しては、**ピアサポーターの養成という面では進んでいるものの、活動の場がなかなか少ないというところ、地域移行を進めていく人材育成ですとか、人材不足も含めてですけれども、また、医療との連携に関すること、居住支援等については、かなり共通する課題があるところでした。**

**その中でも圏域の中で実施している工夫を聞くことで、各圏域の中でいかにさせる部分があればというところで共有を行っております。こちらも令和 7 年の 1 月から 2 月のところで第 2 回を予定している状況になっております。以上になります。**

(橋詰会長)

ありがとうございました。最後になりますが、権利擁護部会、よろしくお願いします。

(勝又委員)

権利擁護部会の報告をさせていただきます。部会長をさせていただいております、下伊那郡喬木村にあります、社会福祉法人りんどう信濃会喬木悠生寮で相談支援専門員をさせていただいております、勝又と申します。よろしくお願いいたします。

権利擁護部会の狙いにありますように、各圏域の協議会の応援部会ということを目的にやっております。部会の前には必ず各圏域に情報収集のためのシートをお願いしまして、各圏域の取組を情報共有できるようにしています。今年度は特に好事例についての情報提供を是非にとお願いしております。

第 1 回の部会は記載にありますように、5 月 23 日に開催しております。各圏域の取組、ここでも昨年度の取組の中の好事例を共有させていただいて、自圏域に持ち帰っていただきました。

2 回目の部会は 7 月 25 日に開催しております。今年度の部会の計画を確認するとともに今年

度の報酬改定で改めて虐待防止措置の未実施減算の規定が追加されたということもあって、各圏域からの虐待防止措置についての好事例を出していただいで共有しております。そしてその中で出た質問事項等から、虐待防止等のための研修実施についても、ただ参加する、圏域研修に参加するとか、どこかの圏域に参加した人がいますということではなく、その事業所内でいかにその事業所に即した内容で研修を実施しているかということが大事だという点を確認しています。また平成 29 年度に発信しました虐待対応フロー図について、策定後 6 年が経過したということで、内容の見直しに取り掛かっています。

第 3 回の部会は 10 月 10 日に集合で開催しました。フロー図について部会内の見直しを前提に、今後各圏域の部会に意見等を求め、完成させていくことを確認しています。

また、今年度は県の事業所管理者向け虐待防止・権利擁護研修が久しぶりの集合開催となりますので、各圏域からファシリテーター選出などについて、特例として協力することを確認しています。更に圏域の差別解消に関する取組状況や課題と好事例についても共有しています。好事例の中には地元の中で本当に強度行動障がいの方たちが困っている場面でもちゃんと支援者がいるから大丈夫だよと、地域の方に逆にお声をお掛けいただいたり、困っている方が居場所づくりを地域住民がしてくださったというような好事例も報告されたりしています。そんな中でも、圏域差別解消の協議会の設置はされているものの、活用については課題になっているというようなことが共有されてきましたので、県の障がい者共生社会づくり推進員から、障害者差別解消法の改正による合理的配慮の義務化に伴う、地域協議会に期待される役割等について、情報共有いただいで圏域に持ち帰っています。

今後については 1 月に第 4 回の部会を開催し、もう 1 回差別解消について改めて持ち帰ったものについて、また情報交換をしていただいで、6 年度の活動のまとめをしていく予定になっています。報告は以上です。

(橋詰会長)

はい、ありがとうございます。上半期の報告ということで、全ての部会の報告をしていただきました。ここで少しお時間を取りたいと思います。御質問、それから御意見がある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。お願いします。

(山口委員)

上小圏域の山口です。人材育成部会、権利擁護部会でしょうか。御検討いただきたいことがありましてお時間を頂きます。

以前、障がい者の通所施設で従事者による利用者への暴力行為がありまして、刑事事件になったことが新聞報道にもありました。長野県の方にも現地調査に御尽力をいただいたり、またその結果、サービス管理責任者の虚偽の供述を御確認いただきまして、事業所の指定取消しとなるような事案がございました。

申し上げるところは 1 例なんですけども、1 例でも不適切な事案が出ましたら、サービス管理責任者の方においてはその資格が喪失しないために、そのまま他の事業所のサービス管理責任者に就任するということが懸念されております。事業所の指定取消しと同様に、そういった事案が生じた場合は、そのサビ管という資格が適切であるかどうか御確認いただくような取組が可能であればと思っています。質問ではなく意見ということでお願いいたします。

(勝又委員)

はい、御意見ありがとうございます。権利擁護部会としてはサビ管の資格の取扱いというよりは、各圏域にそういった事例があるのかどうかとか、そういったことを共有しながら各圏域の中の状況をそれぞれの圏域の部会員の皆さんに情報共有、情報をまず集めていただくということをさせていただきたいと思います。

(臼井委員)

はいありがとうございます。先ほども説明させていただいたとおり、現在サービス管理責任者、児童発達管理責任者の更新研修に当たる研修が行われている最中です。長野県相談支援専門員協会が長野県から指定を受けて実施しておりますので、情報共有させていただきながら、質の向上を図っていききたいと思います。

(橋詰会長)

ありがとうございました。御提案ということで、今日冒頭でもありました、障がい者の権利にも関わってきますので、是非権利擁護部会で全県的に同様の事案があるか、虐待防止という観点では、起きた後のフォローから始まって、実際には適切な支援につなげていくための研修などが必要ですが、同じような虐待が連鎖的に続いてしまうと、大きな課題にもなるのかなと思いますので、是非また部会の中で協議をしていただいて、本会の方にも御報告いただければと思います。

続いて手をつなぐ育成会の中村委員さん、よろしくをお願いします。

(中村(彰)委員)

療育部会に関して伺いたいと思います。

各圏域に療育コーディネーターが多分おられるんですね。療育コーディネーターさんはその圏域の中の保育園などに、どんなふうにまわってらっしゃるのかな・・・というのは、発達障がいっぴい子も含めて、できればどうやって関わっていくのがいいのかということ、保育園や幼稚園の先生にできるだけとにかく多く教えてもらいたい。

というのは、学校では連携をしていると言いながら、現実はなかなか十分ではないというようなことを見聞きするので、できるだけ小さなお子さんの時からどのように見極め、あるいは接するのがいいのか、と同時に、それが行く行くは本当の意味でのインクルージョンなるんですよ。

特別支援学校と地域校と分けてしまうと、支援の必要な子が、その途端、地域からいなくなっちゃうという現実が往々にしてあるので、大変申し訳ないけど療育コーディネーターさんとか、日々どんな活動をしているのかなということを教えていただければ有り難い。

(青木委員)

同じく療育部会に質問ですが、中村委員が質問された、「インクルージョンの推進」ということが、今回の報告に入っていますが、ここで考える「インクルージョン」は、そもそもどういうものを目指しているのかということがちょっと分からなくて、障害者権利条約の中で指摘されたような、そもそも特別支援学校と分かれて教育を受けていることが問題なので、一緒にするところを最終的には目指しているのか、それとも保育園などになかなか通えないといった状況を良くしていくために、そこを

目指しているのか。「インクルージョン」と言ってしまうと、まだまだそこは国内でも議論が分かれる部分がたくさんあると思うのですが、報告の「インクルージョンの推進」というのは、どの部分を言っているのかなという点を教えていただきたいと思います。

(熊谷委員)

はい、お願いします。まず中村委員さんの御質問ですけれども、療育コーディネーターは県の委託で各圏域に配置されております。活動内容とすると、巡回、来所の相談、また、保護者の方、御家族の相談も受けますが、支援者からの相談も受けていますので、一応0歳から18歳までの発達が気になるお子さんや障がいのあるお子さんの相談先になります。

支援者の支援ということで、園を回ったり、学校を回ったり、保健センターに行ったりということでも支援者の支援も行っております。ただ、地域によって色々実情も違いますので、それぞれ地域に合わせた療育コーディネーターの動きになっているかと思えます。

そして保育園から、幼稚園から小学校のつながりがなかなかうまく連携できてないという話は比較的聞きますが、療育コーディネーターは、そういったライフステージごとのつながりは丁寧にやっていく立場でもあるかと思えます。小学校から中学校、中学校から高校、また高校を卒業した後、大人のつながりということも、今、課題にはなっておりますので、療育コーディネーターもそういうところの活動を担っていく一人なのかと思っております。

青木委員さんからの御質問ですけれども、今、この療育部会で考えている「インクルージョン」は障がいのあるなしに関わらず、その子どもさんの尊厳を守っていこうという視点において考えています。一緒に過ごすというところはもちろんですけれども、障がいがあってもなくてもお子さん一人一人の個性を大事に、その子らしく地域の中で過ごしていくことが大切なんじゃないかということで、子どもに関わる方々には「お子さんが自分で決めて選択して地域の中で自分らしく過ごしていくところを応援していこう」という観点に立って見守ってほしいというところをメッセージとして伝えられたらと思っております。ですので、第3回で共有する好事例は、支援者が変わったなという事例をあえて報告していただくこと、ピックアップさせていただきました。

なかなかインクルーシブとかインクルージョンというのは、捉え方がすごく深かったり広がったりするので、難しいかなと思うのですが、やっぱりここ大事にしていこうねというメッセージが伝えられたらと思っております。今回、行政の方であっても、子ども課の方、保健師さん、教育委員会の方、保育士の方など様々な方に参加いただけるように療育部会から声を掛けていきました。以上です。

(青木委員)

どうしてもインクルーシブというと、かつての統合教育とか、そういった考えで長野県は動いているのかな？と取られる部分もあつたりするので、もし障がいのあるなしに関わらず尊厳を守るという視点でやっていくのであれば、インクルーシブを使わずにその文言を使った方が分かりやすいような気もしますし、ここでインクルージョンが突然出てくると、やや唐突な気がします。

ただ、これは上半期の報告で、もう1年間これで動いていっちゃるとは思うので、部会の中でこのインクルージョンの捉えに一人一人が、「ああこういうふうにつえてるんだ」って分かっていっちゃるんだったら、それでいいかと思うので、確認しながら進んでいただければと思います。

(橋詰会長)

はい。ありがとうございます。御意見として伺えればというふうに思います。

お二人からいただいた意見で、長野県で療育等支援事業が始まってもうかなりの年数がたっています。

当時から、子どもたちの療育支援体制、早期療育支援体制をどう整備するかということは大きな課題だったと思っていますので、実際にコーディネーターさん同士の連絡会や、情報交換の場所ではそれぞれの活動状況がコーディネーターでは情報交換されても、なかなかそれが県全体として療育コーディネーターさんが今、どんな立ち位置にいて、何が課題になっているのかというところまでは、本会や県の部会の中では説明する機会がないので、是非そういったことも集約していただいて、また本会報告の中で伝えていっていただければと感じました。

インクルージョンの関係については、第 7 期障害福祉計画の中で実際に児童発達支援センターを中心に、地域のインクルージョン体制を整えてるということで、それぞれの圏域で市町村が、その計画を作成していきます。ただ、その捉え方、実際にはどういう状況で動いていくのかという点については、4 月から計画に基づいてその議論をしていただいている状況だろうと思います。

中村委員さんからお話は、特別支援教育の就学段階では就学相談委員会という仕組みがあったりしますが、もっと小さな頃からという御意見、要するに保育所に入る 3 歳の頃に児童発達支援センター、要するに通園施設に通うのか、それとも地元の保育園で加配の先生にお願いをしつつ体制を作るのかという、そこでもやっぱり振り分けというか、進路が変わってくるという状況まで踏み込んだ議論をしていく必要があるんじゃないか、そんな御意見のように伺いました。

ここで方向性を示すということではなくて、福祉計画に沿った取組がどのように議論され、実践されているのか、是非また療育部会において圏域の情報を共有し、本会に報告していただけるということをお願いできればと思います。

はい、そのほかの皆さんはいかがでしょうか。

(中村(彰)委員)

人材育成部会の中に今年度の狙いで安心して暮らせる地域づくりと書かれているが、地域づくりっていう、地域というものをどんなふうに考えているのか伺います。

(白井委員)

はい。今、正に現任研修でこの地域づくりの部分をやってる最中なんですけれども、私たち相談支援専門員がそれぞれ個のケースを抱えます。その課題のまずそれぞれ地域の相談支援専門員が集まる会議が、今どの 10 圏域の中でもあると思います。

そこからその人の課題なのか、それともその地域の課題なのかというところを相談支援専門員同士で精査していただきながら、その課題で挙がってきたことをその地域が自立支援協議会の方に、今挙げていくっていう仕組み作りをそれぞれの所でやっています。そんな中で例えば一つ松本を例にとると、それは松本圏域、松本市の課題なのか、それとも松本圏域にあるところなのかというところが地域協議会の中でしっかり検討議論する中で、これは松本市、松本圏域の課題というよりも、少しほかの圏域のことも聞いてみたい、県の自立支援協議会に挙げたいってことになれば、議題、課題シートを協議会でどんなものをこの協議会に挙げてくるってところの流れを出しながら、このそれぞれの地域づくりというところに視点を向けて、今取り組んでいるところがこの地域づくりというところになります。

時にこの県の協議会であったり、いろいろな施策が変わる中では、この協議会の方から地域協議会に下りてくることもありますけれども、まず私たちはそれぞれ活躍している地域の中の課題を拾っていく、それぞれの地域で住みやすい安心した地域づくりを目指すというところを今取り組みつつあって、その中に主任相談支援専門員も交えながら地域づくりをしている最中ということになります。はい、以上になります。

(中村(彰)委員)

その人の課題、その地域の課題、それも分かるんですけど、じゃあその地域ということになれば、地域の人間もどういふふうに関わらせていくんでしょうか。

(白井委員)

はい。例を挙げさせていただきます。松本圏域、松本市の自立支援協議会では、御家族も含む皆さんがこの協議会メンバーになっております。先日の協議会にも御家族、学校の先生、それから時に議員さんも来ていただくような協議会になっております。そんな中で出していたいただいた課題について、連絡会というところで、予算が必要なものなのか、それとも人の動きの中でどういかなるものなのか等をやりとりしながら、議論し、検討するということを進めている現状です。

地域課題にあがってきたものにどう取り組むかという、協議会のやり方は地域ごとの特色があるかと思えますけれども、松本の例のようなことが、それぞれの地域の協議会で行われているという状況です。

(橋詰会長)

まとめさせていただきますと、現場では「地域づくり」という言葉を使っています。介護保険でいう地域づくりとなると、中学校区に相談の拠点である包括支援センターが置かれて、中学校区を基に地域の民生委員さんや自治会長さんたちとも顔見知りの関係の中で、自分たちの地域の課題を共有するという仕組みが作られているところです。

では障がい分野は?という、介護保険でいう地元の自治会さんと連携を取りながら何かをしていくのって地域づくりだと言う人もいれば、要するに困っている障がい者の方たちが、サービスを使って地域で生活できるという基盤整備をしていくことが地域づくりだと捉えてる人もいる…というように、一人一人の感じることが違う状況です。これは全国的にも意見が出されていることだと思いますけれど、最終的には困り感や、変えていかなければならない課題というのが、どのステージで誰と関わっていくのかというところを考えていくのが相談であったり、人材育成の中での地域づくりなのではないかということ。一つは白井部会長さんおっしゃるように自立支援協議会っていうものを使って行っていく場合もありますが、先ほどの権利擁護など権利条約の話まで深まってくると、障がいに特化したことだけではなくてきてきて、最終的には長峰さんからも御意見頂こうと思うのですが、地域づくりコーディネーターなんていうようなことが、始まっていたり、いわゆる「重層」ですよね。困窮、高齢、児童、障がいといった垣根をとって一緒になって地域を作っていく、仕組みを作っていくとなると、障がいの自立支援協議会だけではもう検討できないという状況になります。行政も児童関係、高齢関係、様々なところの皆さん一緒に、重層をテーマにした協議ができるという場所まで持っていくってところまで、持ち上げていく時代がきているというようなことを視野に入れて障がいの相談支援の人材育成を図っているということでもまとめさせていただきます。

御意見はいただきながら、またしっかりと報告できればと思います。

では、県社協の長峰さんから御意見頂いたり、あと一点、情報として頂ければと思うんですけど、地域移行支援部会の中に居住支援のことについての課題もあって、県社協さんの取組について少し情報提供頂けたらと思います。よろしくをお願いします。

(長峰委員)

ありがとうございます。県社協の長峰でございます。私たち地域福祉コーディネーターの養成というところで取り組んでいますけれども、養成のプロセスが個別のニーズ、高齢者も含めて様々な個別なニーズをまず捉えた上で、その方を支えるオフィシャルなサービスはもちろんですけれども、地域の住民も含めた、インフォーマルなサービスも含めたサポートネットワークをどのように作っていくかということ。その次の段階としてその地域はこの方以外にもこういうニーズを持った方が絶対住んでいるはずだということで、地域の側から、地域の支えを強くする中で、もっともっとまだニーズを抱えたまま地域とつながっていない人をしっかり地域の方で発掘していこうというような、そこは社協の意味での地域福祉かなと思います。そういう意味では、それぞれの障がいも含めた専門分野の相談員の皆さんを、地域支援という概念、共通の言葉として通じていくように共通の研修をしていかなければならないという思いが強いです。

地域福祉コーディネーター研修自体は長野県としては地域福祉計画に基づく各分野にまたがる総合研修という、一応位置づけではあるんですが、なかなかまだ各分野の法定研修の中で忙しい皆さんにプラスアルファで出てくださいというあたり、うまくいっていないところもありますけれども、今、県の方でも各部署と地域福祉コーディネーターの研修の企画段階から、検討会なんかを作りながら、共通の学びを進めていくような仕組みを作っていきたいというような課題となっているということが一つです。

長野県内社協では、みんなでちょっとずつお金を出し合って、入居保証のサービスをしています。全県対象でやってるのは全国的にも珍しいところです。

生活困窮者の事例、高齢者世帯の方の事例、それから、児童養護出身等のケアリーバーの事例等があります。特に病院からの退院でアパートが見つからない方、それから障がいでグループホームから地域で一人暮らしをしたいといった方々にも入居保証サービスを提供して、アパート暮らしを実現しているということ、実績があります。県社協と、地元の市町村社協がお金の付く保証とそれから見回りを提供するという3者の契約をしております。当然必要に応じてまいサポや、あるいは障がい相談支援センターも含めて福祉サービスの連携をしていくっていうお約束、契約をするって言います。

実績ですが、民間賃貸、今139軒業務契約がありまして、これちょっとなかなかデータがうまく拾えてないんですが、障がいのある方を支援してるケースが17件あると担当に確認したところではあります。ただ、この保証サービスでも全然その大家さんが納得しない、あるいは賃貸業者が納得しないというケースが多々あると思います。そういう意味で2番になりますけれども住宅セーフティネット法で、そこ強化をしていこうということで国の方の施策もあります。居住サポート住宅創設というのがありますが、なかなか皆さんの課題に応えるものでは正直まだまだないんだろうと思います。

居住支援協議会にも活動促進をしていかなければいけないんですけども、なかなか市町村の建築部局に、福祉分野の現場の深刻な状況がなかなか伝わっていないということが、まだまだ実態としてあります。建築部局だと公営住宅も余ってます、待ってるのにどうして入居が止まっているの？と

というようなことが一般論としてありまして、そこをどう伝えていくかということが課題です。

そういう意味では解決策としてまず現実的であるのは、やっぱり居住支援公助をどんどん増やしていくことです。地域で活動しながら、行政も含めて動かしていくことが必要であろうと思っています。

今、若者支援ということでサブリース、民間賃貸、長野と飯田で1軒ずつモデル的に大家さんから県社協が借りて、そこをケアリーバーのために提供してるんですけども、実際には精神障がいの方、発達障がいプラス精神障がいの方、2名お預かりをしたケースがあります。

やっぱりトラブルがありまして、無断駐車をどうしてもやめてくれないとか、夜中にやっぱり歌を歌ってしまって、隣の若者が退去してしまったりということがありました。通常そこで、県社協が借りていなければ大家さんも「ちょっと勘弁してくれ」という話になると思うんですが、そこを何とか、今後気をつけますと、うまく間に入って調整しながら今はまだ借り続けているということです。

それから公営住宅が余ってるのであれば、公営住宅貸してください、公営住宅のサブリース、これはかなり年数足りないんで、障がいの関係の法人の皆さんにも是非御検討をいただきたいと思います。これについての課題を解決していく上で、ホームページからの抜粋ですが東京都のですね、ホームエイトさんっていう居住支援法人の株式会社の方が整備された資料で、けっこうストレートに書いてありますが、民間の賃貸業者にすればいろんなリスクを取ってまで、住宅確保要配慮者を受け入れるべきかというような経営上の判断があった上で、この会社はこういうことをいろんな保険とかいろいろ組み合わせて受け入れる仕組みを作ってるところです。誤解のないように言いますが、「精神疾患、精神障がい」と書いてありますが、精神障がいの方やっぱり非常にトラブルが多くて、民間賃貸とすれば正直貸しづらいと。支援団体のサブリースという形での物件を増やしていくことが早道だろうというような、この辺をまずは居住支援法人がサブリース方式を増やしていく中で、またこれでいいのかという課題提起をしていく必要があるだろうと思います。

居住支援法人に障がい支援の法人が少ないのではないかと思います。今実践されてることでそのまま居住支援法人の仕事がされていますので、是非登録をいただきたいと思います。登録した上での補助金が最大で250万ぐらいなので、これがメリットになるかどうか分かりませんが、まずは御登録いただいて、若干補助金申請をしながらですね、建築部門の方に現場のニーズを伝えながら、市町村の居住支援協議会を活性化させていくというような手順というのが、一つ考えられるかなと思っています。是非また御検討いただきながら、今後皆さんと一緒に進んでいければと思っています。よろしくお願ひします。

(橋詰会長)

はい。ありがとうございました。正に部会の中での課題について、これはお持ち帰りいただいて、部会員の皆さん通じて、それから本会の委員の皆さんも、圏域の協議会等で御周知いただければと思います。住む場所がなくて地域移行が図れない、退院ができないという方たちの個別の相談を預かっている相談支援の皆さんが、こういった協議会を通じてこういった仕組みを作っていくってことも、先ほどお話を頂いた地域づくりの一端かとも思いました。

では、協議を進めさせてまいります。

本協議会の運営を進めている運営委員会の活動状況等報告ということについて、運営委員長の関谷委員長さんから、よろしくお願ひします。

## 2 運営委員会の活動状況及び県協議会の取組について

(関谷委員長)

今年度の運営委員長を務めさせていただいております、須高地域総合支援センターの関谷です。

運営委員会は月 1 回程度開催をしております。第 1 回の全体会前からの活動としまして、年 3 回行っている、障がい者相談支援体制等機能強化会議の企画内容等の精査と、今日も開催しております、県の自立支援協議会全体会の運営等について協議をしております。

また 11 月に行われております、各地域協議会から県協議会に提示いただいた地域の課題等について、県の自立支援協議会の中でどう取り組んでいくのか、どんなものを地域へお戻しすればいいのか等も検討、協議をしております。

取組状況について、また福祉サービスの事業所の人材ビジョン(仮称)ということになっておりますが、前回全体会の中で委員さんの方からこういった取組はどうかという御提案を頂きました。これについては来年度運営委員会中心に各部会等も含めながら検討を進めていきたいと考えています。

機能強化会議につきましては、先ほど報告のありましたとおり、人材育成部会との合同開催という形で 7 月 9 日に行っております。また全体会については第 1 回目を 6 月 13 日、本日第 2 回目ということで開催をしております。

この後、県の自立支援協議会フォーラムについてまた詳細に御説明をしたいと思いますが、令和 6 年 9 月 17 日に、塩尻市において開催いたしました。三つの分科会を企画しまして、この運営委員会のビジョンでもあります第 7 期障害福祉計画、第 3 期障害児福祉計画の初年度ということで、推進に向けた分科会を御用意しました。

今後の予定ですが、また月 1 回程度の運営委員会の開催です。今後については第 3 回の障がい者相談支援体制等機能強化会議の運営、企画等と、第 3 回の県の自立支援協議会全体会の企画と実施、また先ほどもお話ししました地域協議会から吸い上げられてきた課題についてどう検討していくか協議を進めていきます。今後の予定については御覧いただいたとおりです。

では引き続きまして、長野県の自立支援協議会フォーラムについて御説明、報告をいたします。

ここでは、まずは皆様に全体会として分科会の内容や趣旨を分科会の代表から御説明をした後、各分科会へ分かれました。前回のフォーラムの反省等から、より分科会の時間等を厚くして、協議の時間を取らせていただきました。

分科会 1 につきましては、重度障がい者の地域生活支援体制、強度行動障がいの実態調査に向けてというテーマで行っております。情報提供を長野県から実態調査、市町村に向けた意向調査の結果についても御報告頂きました。情報提供 2 といたしまして、長野県の西駒郷で今年度設置されました強度行動障がい専門の棟すずらん棟の御紹介から、強度行動障がいの方が地域で暮らすために必要なことについてお話を伺っております。また実践報告といたしまして、当事者の 21 歳の男性の方の事例を用いまして、相談支援専門員の側から見た地域とのつながり、この方を支えるための地域の取組等についてお話をいただきました。前段三つを含めまして各圏域を中心にグループを作りまして、強行支援の実態等、今後どうしていけばいいかということもグループの中で話ししていただきました。

第 2 分科会につきましては、体験型の講座を用いまして、無意識の思い込み、偏見を、少しでも支援者の方に知っていただくような取組でした。会場にはそれぞれ体験型ということで、視野狭窄の方の体験、言葉を使わずに誕生日順に列を作っていくようなワークを体験いただきました。やはり支援する側といたしましては、当事者の方の実体験はできませんけども、体験を通じたいろいろな困り

感や不都合、その葛藤というようなことを体験しつつ、それをこれからの支援の中で活かしていただきたいということで、グループワーク等の中では様々な感想を頂きました。また、自分では偏見はないと思っている中でも、無意識の中に思い込みが結構隠れていることを、取組の中で御理解いただけた機会だったと思います。

第3分科会につきましては、発達障がい者支援体制の整備について長野圏域の発達障がいサポート・マネージャーの岸田隆さんをお招きいたしまして御講義とグループワークを行いました。大きく地域の体制づくりといたしまして、様々な取組、人材の方が地域の中で活躍されていること。また医療側でも発達障がいの診断がスムーズにできるような養成が取り組まれていること。教育の中でもいろいろな取組がされている御説明をいただきました。

また各圏域に配置されております発達障がいサポート・マネージャーの業務につきましても、支援者支援ということを共通認識の中実施しているというお話も頂きました。また支援者に向けてはそういった発達障がいのある方の体制等も含めて、誰かがやってくれるという意識ではなく、気付いたところから取り組んでいく、変わっていくということが大事ということと、チーム支援の中でそれを標準化していくことの大切さをお話いただきました。できていることとできていないことをしっかりと確認して、それについて地域で考えていくことを確認ができた機会になっております。

また地域診断ツールといたしまして、Q-SACCS の活用についてもお話いただきました。地域診断のためのより良いツールになっているということで、いろんな分野の方をその席に入れながらいつ、だれが、何をするのかをしっかりとまとめたものを皆さんに共有していくことが大事ということでお話を頂きました。またグループワークの中では、出た地域課題をどうクリアしていくのか、解決していくのかということについて、ざっくばらんなアイデアを頂いた機会になったと思います。続きましてフォーラムの開催報告については事務局からお願いいたします。

(事務局)

事務局より資料に基づき説明

(橋詰会長)

ありがとうございました。運営委員会、それからフォーラムについての御質問、御意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

### 3 地域(自立支援)協議会の活動状況について

(橋詰会長)

せっかくの本会ですから、この県の自立支援協議会と、それぞれ圏域や地域で行われている協議会について、今、どんな状況で活動されていて、今後どのような方向で取り組まれているのかということ、共有できればと思います。

本当は全ての圏域から御報告を頂きたいところですが、時間の関係で今回は、二つの圏域に事務局からお願いをさせていただきまいした。最初に飯伊圏域の現状の取組状況を、本日御出席いただいております庭村さんから御報告頂ければと思います。よろしく申し上げます。

(庭村委員)

改めましてこんにちは。

飯田市福祉課長の福沢が公務のため本日の出席ができず、代理で障がい福祉係長の庭村が出席させていただいております。

飯伊圏域の活動状況の報告といたしまして、本日は資料を御用意させていただきました。基幹相談支援センターの設置に向けた取組の御報告をさせていただきます。

飯伊圏域の現状といたしまして、地域生活支援事業の障害者相談支援事業を圏域内 14 市町村について、南信州広域連合にて取りまとめを行い、身体、知的、精神、成人の相談については飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいるに、障がい児の相談支援につきましては、児童発達センターひまわりに委託をしている状況です。

当飯伊圏域につきましては、いまだ基幹相談支援センターが未設置の状況であり、昨年度から基幹相談支援センター設置に向けた取組を始めたところです。具体的には、広域連合市町村相談支援事業の委託先等を含みますプロジェクトチームを編成いたしまして、検討会議を開催し、課題を共有、また先進事例等の研究を進めてきております。

検討内容や進捗状況については、年 2 回行われます自立支援協議会、及び市町村長等が出席いたします医療福祉専門部会等で報告を行っております。検討の経過につきましては、資料を御覧いただきたいと思っております。

現状の課題の整理ということで、3点、現時点で課題の整理をさせていただいているところです。一つ目には、6 年度の改正法施行によりまして、基幹相談支援センターの機能強化事業補助金の申請条件として、基幹相談支援センターの設置が必須となっておりますので、令和 7 年度からこの基幹相談支援センターの設置が圏域にないということになると、こちらの補助金が財源としてなくなるという現状があります。二つ目としましては、現委託事業所、2 事業所につきまして、基幹相談支援センターとして今回改正で追加されました機能を十分に満たす役割を求めたところで、マンパワー、人材不足といったことが課題としてあります。ですので、そういったところの解消が必要になってまいります。3 点目には、現状成人と子どもの部分と相談窓口を二事業所に分けて、場所もそれぞれで行っているのですけれども、そちらにつきましても一元化が望ましいという意見が出ております。そういったときに、そういったセンターが入所する建物の課題解決には時間を要するということが整理されております。

そういったことを踏まえ、今後の取組ですけれども、令和 7 年度中に基幹相談センター設置に向けた準備を進めまして、令和 8 年度には現状の体制で基幹相談センターとして設置ができるように、取組を進めてまいりたいと考えております。

また相談窓口の一元化については、引き続き研究を続けてまいります。今後の予定といたしましては、本日お配りさせていただいた資料が、11 月 8 日の地域の自立支援協議会の、市町村が参加する調整会議で共有された内容になりますので、こちらを 11 月 29 日開催の自立支援協議会でも共有化を図ってまいります。また、12 月には先進地の研究ということでも、上小の基幹相談支援センター、橋詰会長の方にお世話になります。視察の方を行いながら着実に設置に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。飯伊圏域からは以上です。

(橋詰会長)

前向きな取組ありがとうございます。続いて須高地域の黒岩委員さん、よろしく願いいたします。

(黒岩委員)

皆さん、お疲れ様です。高山村健康福祉課課長の黒岩慎と申します。須高圏域を代表してこの長野県自立支援協議会の委員として参加をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

では須高圏域の取組について説明をさせていただきますがよろしくお願いいたします。

須高地域自立支援協議会とは、須高地域自立支援協議会の体系図がございます。須高地域ではですね、個別の課題、それぞれの市町村が抱える課題を持ち寄りながらですね、関係者、関係機関、団体、それぞれがこの須高の協議会の中で情報を共有し、必要な機関と課題解決に向けて協議をしていく場ということで設置しております。須坂、小布施、高山ですね。

それぞれの共通認識の下、この協議会の方で協議を行っています。協議会の中では全体会ということで全体協議の場を年2回ほど設けております。関係機関の代表者が集まり、地域の課題の確認、協議会の活動の内容の確認・決定を行う場としております。その下に運営委員会を設けてこの運営委員会については月1回程度ということで協議会の全体調整・運営に関して協議する場ということで専門部会等の進捗管理・協議事項や提出資料への助言・調整と企画運営を行っています。それと並行しまして幹事会ということで、幹事会も月1回開催をしております。運営委員会の運営、地域生活支援拠点事業の協議・運営、県・市町村間の連絡調整を行っています。

さらに専門部会、ワーキンググループの設置をしまして、月1回また隔月で1回程度開催するような形で行っております。課題等を共有整理、調査研究、関係機関とのネットワークの構築、協議を深める場として、各部員がそれぞれ選任されまして、必要な課題を持ち寄って検討して研究しております。それぞれ個々の事例につきましては、個別の支援会議等がそれぞれの事例で行われまして、それぞれで個別の支援会議で寄せられた意見等が、専門部会等で持ち寄られて検討される場ということでの協議会の開催となっております。

現在、専門部会は相談支援部会、就労支援部会、日中活動支援部会、地域生活部会、療育発達支援部会、重心医療的ケア部会、権利擁護部会の7部会が設置され運営をされております。

現在、須高で取り組んでいる検討事項としましては、児童発達支援センターの設置ということで、第3期障害児福祉計画の目標として、須高3市町村でそれぞれ目標を掲げておりますが、令和8年度までに須高地域で児童発達支援センターの設置、これに向けて利用できる体制など設置に向けた検討を行っています。現在の検討の状況につきましては毎月開催しています幹事会においては市町村の係長、事務局等で検討をしている最中でございますが、児童発達支援センターについて国の資料を参考にですね、地域の実情に合った体制を検討しているところでございます。

児童発達支援センターのそれぞれ市町村で単独設置よりも、児発センターの各機能を既存の須高の中での事業を活用することが現実的ではないかという方向性を各市町村内の関係の課で今、検討させていただくこととしております。須高の取組については以上となりますがよろしくお願いいたします。

(橋詰会長)

ありがとうございます。各地の圏域の見解、取組の御報告いただきました。

今日、御参加いただいている圏域代表の皆さんから同じような検討をされてる方、また、どんなふうに検討されているのかということで御質問等があれば、挙手をいただいて、お答えいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

部会長の中に飯伊圏域、須高地域の同じ協議会で議論されている方もいらっしゃいますけど、何か補足とか、情報提供など。報告ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それぞれの地域が活発に協議会において議論していただいていることが長野の特色かなと思っています。飯伊圏域からは重要なお話があったかと思っています。基幹相談支援センターの設置に向けては長野県の協議会でも機能強化会議等で後方支援を進めてきたところです。全国的にみても随分と長野が先を行っていましたが、現状としては 7 割程度の設置状況で、そこからなかなか進まない状況で、基幹センターの設置をどのようにしていくかというは課題だったかと思っています。

お話にありました、相談支援体制の機能強化事業、これがこれまでは「等」という字が入っていたのですが、制度改正で「等」が抜けました。ということは、地域の相談員さんの人材育成や、自立支援協議会の機能をしっかり発揮していただくという機能を果たさない基幹センターは看板だけなので、補助金が出るのは今年限りですっていう、そういった制度改正だったというわけです。そんなところで地域の人材育成と協議会の活性化に向けての取組の御報告をいただきました。

それぞれの地域が、これまでの福祉計画をしっかりと読み込んでいただいて、自分たちの地域に必要な地域づくりにおいて取り組みだしている状況があります。それぞれにまた協議会の中でも情報共有していただきながら、長野県全体の取組も進めてもらえればと思います。

ということで、本日予定しておりました協議の 3 番まで終了させていただきたいと思います。

その他のところで県から幾つかの情報提供をお願いしてあります。

長野県発達障がい者支援対策協議会の各部会の子な取組ということで、次世代サポート課さんからの情報提供よろしくお願ひします。

#### 4 その他

(次世代サポート課)

資料に基づき説明

(特別支援教育課)

資料に基づき説明

(長野県立総合リハビリテーションセンター飛沢支援部長)

資料に基づき説明

(橋詰会長)

はい、御説明ありがとうございました。委員の皆さんから何か御意見御質問があればお願ひします。中村委員さんよろしくお願ひいたします。

(中村(聖)委員)

上伊那の中村と申します。よろしくお願ひいたします。御説明ありがとうございました。特別支援教育課の方から、資料(2)障がいの状態と異なる教育対応というところで、令和 5 年度 35 名の方がいらっしやるという御説明をいただきました。その理由について差し支えない範囲で教えていただきたいと思っています。

(特別支援教育課)

ありがとうございます。就学するに当たっては市町村の就学支援委員会で判断が出るわけですが、例えばそこでお子さんの状態を見て、この子は特別支援学校がいいのではないか、という判断が出たとしましても、今、御家族や本人の希望も考慮するということがございまして、ご家族に地元の学校で学びたいという強い願いがあったり、それで地域の学校でも何とか受けられるだろうという体制が取れたところで、特別支援学級の方に行きましょうという、ケースバイケースではありますが、そんな場合が多いということになります。

(中村(聖)委員)

はい、ありがとうございます。ケースバイケースの中に通学の足がない、通学の手段がないということで実際には通うことができないお子さんがいらっしゃるというようなことを聞いておりますが、この辺りについて教えてください。

(特別支援教育課)

はい、県立の特別支援学校は県内 18 校で、確かに通いになかなか難しいという状況があると思います。県の特別支援学校には寄宿舍が設置されていまして、スクールバスも台数をかなり増やしたりという対応をしておりますが、それでもなお対応できない場合が確かにございます。地域ごとの相談にはなりますが、例えば福祉タクシーなどを使って特別支援学校に通っているケースもあります。御家庭の収入状況にもよりますが、就学奨励金ということで対応できる場合もございますので、一つ一つの相談にはなってしまうんですが、そのような現状と認識しております。

(中村(聖)委員)

色々課題もあるかと思いますが、少なくとも交通手段がない、行ける手段がないという理由で進学ができないというような事態がないよう、お力添えをいただければ大変ありがたいと思います。

(橋詰会長)

お話をお聞きする中で、特別支援教育、発達支援に携わっている皆さん、この会でも多くの情報共有していただきましたが、本日の協議の中身を振り返った時に、冒頭で委員方から保育園や幼稚園に入る段階からというお話をいただきましたが、3歳で保育園に入園する、幼稚園に入園する、若しくは児童発達支援センターに通所を開始するという、ある意味、就学前の進路を決める段階の仕組みというか、市町村のいわゆる保育や母子保健関係のから始まって、つないでいかれるという議論が、このステージではなかなか作られていない、それを管轄する方たちもこの協議会の中に入っていないというところも、各地の協議会の中でインクルーシブを進めていく中でもそういった課題が出てきているのではないかと、私も自分の地域の協議会を進めながら感じています。子どもたちの分野など、重層、課を超えて議論を進めていくというところ、そしてインクルーシブという言葉の重さをすごく感じた、今日の議論だったと思います。以上で司会を事務局へお返しします。

閉会